

自営業者を扶養認定する場合の収入金額の算定

●自営業者の収入＝「総収入」－「直接的必要経費」

※収入を算出するにあたっては、生活に必要な経費控除が認められていない給与所得者や年金受給者

との公平性を図るため、所得税上で認められている必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が

成り立たない最小限の経費＝「直接的必要経費」に限られます。

伊藤ハム米久健康保険組合では、その「直接的必要経費」を確定申告時の収支内訳書や青色申告決算書

の各経費ごとに下表のとおり定めています。下表にない「科目」については、「雑費」「その他の経費」

として取り扱います。

「○」：直接的必要経費として認める経費

「△」：条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

「×」：直接的必要経費として認めない経費

【一般用】

科目	認定可否	備考
売上原価〔仕入金額〕	○	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
旅費交通費	○	
通信費	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
消耗品費	○	
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給料賃金	×	
外注工賃	×	
利子割引料	×	
地代家賃	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
貸倒金	×	
雑費	×	
専従者給与	×	

【不動産所得用】

	認定可否	備考
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
減価償却費	×	
借入金利子	×	
地代家賃	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
給料賃金	×	
その他の経費	×	
専従者給与	×	

【農業所得用】

	認定可否	備考
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬/衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	△	住居と事業所が同一の場合は50%を直接的必要経費として認める
動力光熱費	×	
作業用衣料費	×	
農業共済掛金	×	
減価償却費	×	
荷造運賃手数料	○	
雇人費	×	
利子割引料	×	
地代・賃借料	○	
土地改良費	○	
雑費	×	
専従者給与	×	